（様式第１－３号）

誓　約　書

　　年　　月　　日

公益財団法人千葉市産業振興財団

理事長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が実施するICT活用等生産性向上支援事業の申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．実施要綱の記載内容を熟読し、申請書に虚偽がないことを誓約します。 | [ ] はい |
| ２．実施要綱第３条第２項で規定する欠格事由に該当しないことを誓約します。 | [ ] はい |
| ３．千葉市及び財団に対する賃料・使用料等の支払いが滞っていません。 | [ ] はい |
| ４．過去に財団・国・都道府県・市区町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていません。 | [ ] はい |
| ５．自社と資本関係のある会社、役員等又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引に係る費用が助成対象経費に含まれていません。 | [ ] はい |
| ６．既に契約をしている又は支払い済みの経費は一切含まれていません。 | [ ] はい |
| ７．助成金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう））が千葉市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団等又は暴力団密接関係者に該当せず、将来においても該当しません。また、当該事実を確認するため、千葉県警察に照会されても異議ありません。 | [ ] はい |
| ８．事業完了年度以降も、財団の行う定期的な調査、ヒアリングに協力でき、かつ報告書等の提出ができます。 | [ ] はい |
| ９．購入した財産については、適正に管理し、管理すべき期間内に売却等の処分をする場合に申請すること及びその処分により収入があった場合には、収入の全部又は一部を納付することに同意します。（実施要綱第１７条） | [ ] はい |
| １０．当該事業の助成対象経費は、国・県・市・その他機関から受けた若しくは受ける予定である補助金、助成金の対象経費と重複していません。 | [ ] はい |
| １１．実施要綱第１６条に基づき、採択決定の取消し又は助成金の返還請求がなされる場合があることを理解しました。 | [ ] はい |
| １２．システムの設計・構築や専門家等への助言・アドバイスを求める等、外部に業務の依頼を行う場合は、必ず依頼内容の詳細がわかる契約書を締結します。 | [ ] はい |

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、助成金の交付を受けられないこと又は助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。